

令和2年（2020年）2月28日

障害児通所支援事業所 様
障害児相談支援事業所 様

姫路市障害福祉課長

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての
放課後等デイサービス事業所等の対応について

新型コロナウイルス感染症への対応については、このたび小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等について一斉臨時休業が要請されたことを踏まえ、放課後等デイサービス事業所（以下「事業所」という。）等における対応について、厚生労働省より事務連絡がありました。本市の取り扱いについて、下記のとおり取りまとめましたので、貴事業所・施設にてご対応ください。

記

- 1 放課後等デイサービス及び児童発達支援については、保護者が仕事を休めない場合に自宅等で1人で過ごすことができない幼児児童生徒がいることも考えられることから、消毒の徹底及び定期的な換気の実施など、感染の予防に留意した上で、原則として開所をお願いします。また、開所時間については柔軟な対応をお願いします。
- 2 「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について（令和2年2月24日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）※」のとおり、幼児児童生徒の受入に当たっては本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には利用を断る取扱いとし、過去に発熱が認められた場合にあつては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとします。
※ 姫路市HPの「障害児者の福祉」→「障害福祉課からのお知らせ」に掲載しています。
- 3 臨時休業日に放課後等デイサービスの支援を提供した場合にあつては、「平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（平成27年3月31日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）」問69のとおり、休業日扱いで基本報酬を算定してよい取扱いとします。
- 4 幼児児童生徒の受入に当たっては、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）（令和2年2月20日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）」のとおり、障害福祉サービス等報酬、人員、施設・設備及び運営基準等については、柔軟な取扱いを可能とし

ます。

ただし、学校の臨時休業の取扱趣旨(集団感染リスク)に鑑み、施設内が過密な状況(2.47 m²/人を下回る(小数点以下切捨))になるような受入れは控えてください。あわせて、利用者に対する支援の面から、定員の150%(小数点以下切捨)を超過しない範囲としてください。

- 5 現在、支給決定されている支給量に関わらず、放課後デイサービスの供給が充分ではない現状において、利用の公平性の観点から、令和2年3月中は基準の範囲内(放課後デイサービスは14日/月、児童発達支援は当該月の日数-8日/月)を上限として利用できることとします。なお、これに係る個人の申請は不要とします。
- 6 受入れに当たっては、家庭での保育が困難な利用者を優先するよう、ご配慮をお願いします。
- 7 問い合わせ先
姫路市障害福祉課管理担当 電話：079-221-2454／ファクス：079-221-2374